

**関東信越税理士会
熊谷支部 12月例会次第**

日時 平成29年12月7日(木)

午後3時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | |
|----------------|-------------------|-----------------|
| (1) 11月6・7日 | 前山信一会員御尊父様 通夜・告別式 | 於 古島会館 |
| (2) 11月 7日(火) | 支部例会・署との協議会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (3) 11月 7日(火) | 県北ブロック研修会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (4) 11月 8日(水) | 歩け歩け大会 | 於 秩父 |
| (5) 11月15日(水) | 平成29年度納税表彰式 | 於 文化創造館さくらめいと |
| (6) 11月16日(木) | 農業青色申告会との協議会 | 於 JAふかや北部営農センター |
| (7) 11月17日(金) | ソフトボール部忘年会 | 於 絆家本舗 |
| (8) 11月28・29日 | 前山信一会員御母堂様 通夜・告別式 | 於 古島会館 |
| (9) 12月 1日(金) | 正副支部長会・署との協議会 | 於 熊谷税務署 |
| (10) 12月 1日(金) | 正副支部長・地域長会議 | 於 支部事務局 |
| (11) 12月 5日(火) | 税務支援対策部確定申告期日程表作成 | 於 支部事務局 |

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 例会時研修会

日時 12月7日(木)午後1時30分～3時20分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 税理士法・書面添付

講師 熊谷税務署総務課長 久須美潤氏・担当官

(2) 例会・署との協議会

日時 12月7日(木)午後3時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

(3) 忘年会

日時 12月7日(木)例会終了後～6時30分

場所 ホテルガーデンパレス

(4) 女性部会

日時 12月8日(金)正午～

場所 懷石 亀山

(5) 熊谷法人会青年部との合同研修会

日時 12月11日(月)午後5時～

場所 ホテルシティフィールド

(6) 熊谷支部ゴルフ会総会

日時 12月15日(金)午後6時00分～

場所 安心院

(7) 熊谷商工会議所新春賀詞交歓会

日時 1月9日(火)午後4時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

(8) 深谷商工会議所新春賀詞交歓会

日時 1月9日(火)午後4時00分～

場所 埼玉グランドホテル深谷

(9) 熊谷税務署との協議会

日時 1月9日(火)午後4時30分～

場所 熊谷税務署

(10) 四者協議会

日時 1月18日(木)午後4時00分～

場所 熊谷商工会議所

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 1月15日(月) 午前9時30分～ 署との協議会・例会

バス 午前9時10分 熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 1月15日(月)午前10時45分～11時45分

内容 農業青色申告

講師 熊谷税務署担当官

単位 1単位

8. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

*今後の例会日日程を掲載しました。(平成29年12月7日現在)

1月例会	1月15日(月)	午前9時30分～
2月例会	2月 7日(水)	午前9時30分～
3月例会	3月27日(火)	午後4時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・I-taxの利用を推進します。

埼玉協熊谷地域12月例会

平成29年12月7日(木)

会務報告

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 29. 9. 25 (月) | 大同生命「総合事業保障プラン」推進について |
| (時間・場所) | 14:00～ パレスホテル大宮 |
| (議題) | 下期推進対策について |
| | |
| 29. 11. 8 (水) | 朝日生命VIP代理店推進協議会 |
| (時間・場所) | 18:00～ パレスホテル大宮 |
| (議題) | VIP代理店化の推進について |
| | |
| 29. 11. 22 (水) | 第9回常務理事会・第4回地域長会 |
| (時間・場所) | 14:30～ 清水園 |
| (議題) | 提携企業との協議会運営について |
| | |
| 29. 11. 22 (水) | 提携企業との協議会 |
| (時間・場所) | 16:00～ 清水園 |
| (議題) | 販売促進について |

今後の予定

- | | |
|---------------|-------------------|
| 29. 12. 7 (木) | 税理士会熊谷支部忘年会 |
| | 16:30～ ホテルガーデンパレス |
| | 提携企業13社 30名参加 |

以上



埼玉県税理士協同組合 福祉共済事業

『総合事業保障プラン』秋キャンペーン(9/1~11/30)推進速報



「3つの成果」の実現！ 「総合事業保障プラン」保有5000億円 新5ヵ年計画<チャレンジ5000>第1事業年度スタート

11月20日現在

地域	推進目標①										新規登録②										業績代理店③									
	登録代理店(A)					紹介税理士(B)+営業社員単独					地域合計(A+B)					目標					実績					目標				
	目標 (億円)	実績 (億円)	達成率 (%)	目標 (億円)	実績 (億円)	達成率 (%)	目標 (億円)	実績 (億円)	達成率 (%)	目標 (億円)	実績 (億円)	達成率 (%)	目標 (億円)	実績 (億円)	達成率 (%)	目標 (店)	実績 (店)	達成率 (%)	目標 (店)	実績 (店)	達成率 (%)	目標 (店)	実績 (店)	達成率 (%)	目標 (店)	実績 (店)	達成率 (%)	目標 (店)	実績 (店)	達成率 (%)
川越	10.9	10.0	91.7%	4.6	3.6	78.7%	15.5	13.6	87.9%	2店	1店	50.0%	11店	11店	100.0%	2店	1店	50.0%	11店	11店	100.0%	2店	1店	50.0%	11店	11店	100.0%	2店	1店	50.0%
☆熊谷	5.0	4.1	80.8%	2.2	8.8	396.5%	7.3	12.9	177.4%	1店	0店	0.0%	4店	6店	150.0%	1店	0店	0.0%	4店	6店	150.0%	1店	0店	0.0%	4店	6店	150.0%	1店	0店	0.0%
川口	8.7	6.1	69.8%	3.6	3.0	84.1%	12.3	9.1	74.0%	1店	0店	0.0%	9店	7店	77.8%	1店	0店	0.0%	9店	7店	77.8%	1店	0店	0.0%	9店	7店	77.8%	1店	0店	0.0%
西川口	5.3	1.4	25.8%	2.4	3.3	137.0%	7.7	4.7	60.7%	1店	0店	0.0%	4店	3店	75.0%	1店	0店	0.0%	4店	3店	75.0%	1店	0店	0.0%	4店	3店	75.0%	1店	0店	0.0%
浦和	13.1	5.8	44.2%	5.8	9.9	169.7%	18.9	15.7	83.0%	2店	0店	0.0%	11店	6店	54.5%	2店	0店	0.0%	11店	6店	54.5%	2店	0店	0.0%	11店	6店	54.5%	2店	0店	0.0%
大宮	13.0	9.4	72.4%	5.7	6.0	104.1%	18.8	15.4	82.1%	2店	0店	0.0%	12店	13店	108.3%	2店	0店	0.0%	12店	13店	108.3%	2店	0店	0.0%	12店	13店	108.3%	2店	0店	0.0%
☆行田	3.0	4.5	148.0%	1.0	0.5	45.9%	4.1	5.0	122.1%	1店	1店	100.0%	6店	6店	100.0%	1店	1店	100.0%	6店	6店	100.0%	1店	1店	100.0%	6店	6店	100.0%	1店	1店	100.0%
☆秩父	1.1	0.0	0.0%	0.5	3.6	783.3%	1.6	3.6	226.6%	1店	0店	0.0%	2店	0店	0.0%	1店	0店	0.0%	2店	0店	0.0%	1店	0店	0.0%	2店	0店	0.0%	1店	0店	0.0%
所沢	10.2	11.9	116.9%	4.3	1.6	36.3%	14.5	13.4	93.0%	2店	0店	0.0%	10店	11店	110.0%	2店	0店	0.0%	10店	11店	110.0%	2店	0店	0.0%	10店	11店	110.0%	2店	0店	0.0%
本庄	1.2	0.0	0.0%	0.5	0.1	14.7%	1.7	0.1	4.4%	1店	0店	0.0%	2店	0店	0.0%	1店	0店	0.0%	2店	0店	0.0%	1店	0店	0.0%	2店	0店	0.0%	1店	0店	0.0%
東松山	1.9	0.4	20.8%	0.9	0.0	0.0%	2.8	0.4	14.3%	1店	0店	0.0%	1店	0店	0.0%	1店	0店	0.0%	1店	0店	0.0%	1店	0店	0.0%	1店	0店	0.0%	1店	0店	0.0%
春日部	9.7	7.8	80.5%	4.3	1.7	39.4%	14.0	9.5	67.9%	2店	0店	0.0%	9店	9店	100.0%	2店	0店	0.0%	9店	9店	100.0%	2店	0店	0.0%	9店	9店	100.0%	2店	0店	0.0%
上尾	6.8	4.3	63.2%	2.9	4.8	168.8%	9.7	9.1	94.5%	1店	1店	100.0%	7店	7店	100.0%	1店	1店	100.0%	7店	7店	100.0%	1店	1店	100.0%	7店	7店	100.0%	1店	1店	100.0%
越谷	8.8	9.3	106.1%	3.4	1.4	41.4%	12.2	10.7	88.2%	2店	0店	0.0%	12店	10店	83.3%	2店	0店	0.0%	12店	10店	83.3%	2店	0店	0.0%	12店	10店	83.3%	2店	0店	0.0%
☆朝霞	5.2	8.1	155.1%	1.9	1.1	58.7%	7.1	9.2	129.5%	1店	1店	100.0%	8店	11店	137.5%	1店	1店	100.0%	8店	11店	137.5%	1店	1店	100.0%	8店	11店	137.5%	1店	1店	100.0%
合計	104.0	83.1	79.9%	44.0	49.3	112.1%	148.0	132.4	89.5%	20店	4店	20.0%	109店	96店	88.1%	20店	4店	20.0%	109店	96店	88.1%	20店	4店	20.0%	109店	96店	88.1%	20店	4店	20.0%

☆キャンペーン目標：推進目標①は年間30%、新規登録②は年間50%、業績代理店③は登録代理店の20%を目標としています。

【総合事業保障プラン】埼玉県税理士協同組合

【平成29年10月成績状況(確定)】

H29年度 埼税協・日本生命VIP代理店 年度計画遂行状況表

地域	税理士 会員数 H29.2	地域別 税理士 会員数	代理店 登録数 H29.3	H29 年度 登録 計画 (店)	代理店登録状況			稼働状況			H29年度 保険料 (月払換算) 計画 (万円)	代理店VIP保険料推移表		
					H29年度 代理店 登録実績 (店)	内、当月 業績(店)	遂行率 (%)	地域別 代理店 数 (H29.4)	地域別 代理店 稼働数	稼働率		H29年度 代理店 保険料実績 (円)	内、当月 業績(円)	遂行率 (%)
Aブロック	川越地域	334	23	5	1	0	20.0	23	5	21.7%	230	2,355,458	371,467	102.4
					3	1	60.0	48	11	22.9%	400	5,751,185	838,019	143.7
					0	0	0.0	11	2	18.1%	100	547,368	0	54.7
					1	0	50.0	19	2	10.5%	50	192,221	0	38.4
Bブロック	熊谷地域	161	26	3	0	0	0.0	26	4	15.3%	80	1,667,087	185,605	208.3
					0	0	0.0	4	0	0.0%	20	0	0	0.0
					0	0	0.0	3	0	0.0%	20	0	0	0.0
					0	0	0.0	14	1	7.1%	40	156,083	0	39.0
Cブロック	川口地域	260	27	5	4	0	80.0	27	9	33.3%	300	5,082,340	497,050	169.4
					4	0	133.3	16	3	18.7%	80	1,522,540	53,933	190.3
Dブロック	浦和地域	424	424	69	7	0	0.0	69	15	21.7%	650	8,163,694	1,088,975	125.5
Eブロック	大宮地域	411	411	61	7	5	71.4	61	9	14.7%	350	4,131,941	931,367	118.0
Fブロック	春日部地域	310	34	5	0	0	0.0	34	9	26.4%	300	4,225,108	302,261	140.8
					6	1	150.0	40	8	20.0%	180	3,938,133	149,080	218.7
Gブロック	上尾地域	205	205	33	4	1	25.0	33	11	33.3%	200	4,672,069	434,663	233.6
合 計		3,180	428	56	25	2	44.6	428	89	20.7%	3,000	42,405,227	4,852,420	141.3

平成29年度より、2項目達成地域に5万円、1項目達成地域に2万円を目標達成賞として埼玉県税理士協同組合より贈呈

関東信越税理士会 熊谷支部・熊谷地域 忘年会

平成29年12月7日(木)
於 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部・熊谷地域忘年会次第

平成29年12月7日(木)
ホテルガーデンパレス

- | | |
|------------------|-------|
| 1. 開会の挨拶 | 寺山支部長 |
| 2. 地域長挨拶 | 山崎地域長 |
| 3. 乾杯 | |
| 4. 出席提携企業紹介 | |
| 5. 歓談・演奏 (e-REX) | |
| 6. 〆 | |
| 7. 閉宴 | |

ご出席提携企業様

**朝日生命保険相互会社
一般財団法人あんしん財団
エヌエヌ生命保険株式会社
オリックス生命保険株式会社
ジブラルタ生命保険株式会社
積水ハウス株式会社
大同生命保険株式会社
大和ハウス工業株式会社
日本生命保険相互会社
日本パーキング株式会社
ミサワホーム株式会社
メットライフ生命株式会社
株式会社 FPG**

提携企業忘年会参加者名簿

平成29年12月7日

(敬称略)

企業名	参加者	テーブル
朝日生命	出口 晋	B
	小川良子	G
	大澤絵理香	A
あんしん財団	貴田宏之	A
エヌエヌ生命	芝田康史	F
	五十嵐良彦	D
オリックス	神田昌之	D
	富田朝未	B
ジブラルタ生命	岸田 亨	D
積水ハウス	河野芳之	G
	矢島良樹	E
	東山容二	F
	長谷川智成	B
大同生命	更家道太郎	F
	塩出純子	D
	高橋進一	A
大和ハウス	高岡大介	A
	陸歎昌志	F
	寺川晋司	G
	栗原拓也	C
日本生命	木村康恵	C
	鶴間彩美	B
日本パーキング	伊藤隆広	C
	小林篤実	A
ミサワホームイング	石森美恵子	B
	武政喜一	G
メットライフ生命	小野寺旭	E
	村田 透	C
FPG	三井浩司	E
	高橋洋一	C

30名

「NOSA I 埼玉の青色申告相談窓口」の概要はつぎのとおりです。
(平成 29 年 11 月 21 日現在)

【概要】

《従事時間》原則 4 時間以内

基本 3 時間 30 分 午後 1 時～午後 4 時 30 分

但し、個別相談の状況により午後 5 時まで延びることあり。

《相談窓口の当日の流れ》

① 収入保険制度の説明 ～1 時間：NOSA I 埼玉が担当、税理士同席

② 青色申告に関する説明（集合方式）～1 時間：税理士が担当

（内容）

白色申告農業者に対する青色申告普及指導～青色申告のやり方、「青色申告承認申請書」の書き方、青色申告承認申請をするうえでの留意点の指導等

※青色申告の資料は浦和税務署提供予定

※収入保険制度に関連する事項についてはNOSA I 埼玉が簡単な資料を作成予定。

③ 個別税務相談（当日来所者を想定）～1 時間 30 分：税理士が担当

《謝金》

- ・ 1 日 12,000 円（税込）
- ・ 支払は後日の振込による

《その他》

- ・ 税務支援傷害保険の適用あり
- ・ 各会場の連絡先は「青色申告相談窓口対応責任者名等（税理士会支部調整担当者）」
- ・ これからの流れ

○NOSA I 埼玉⇒担当支部

- ・ 「特設税務相談の実施に関する推薦依頼書」（特設様式 1）を提出
- ・ 支部で従事税理士を選定（相談日は「青色申告相談窓口・支所別開催日について」参照）

○担当支部⇒NOSA I 埼玉

- ・ 「委嘱税理士等の推薦通知書」（特設様式 2）を通知

○担当支部⇒従事税理士

- ・ 「業務委嘱通知書」（特設様式 3）を通知



平成 29 年 11 月 13 日現在

収入保険制度普及・推進事業における青色申告相談に関する覚書（案）

委託者 埼玉県農業共済組合（以下「甲」という。）と受託者 関東信越税理士会 埼玉県支部連合会（以下「乙」という。）は、甲が行う青色申告相談業務に関し、乙が支部をとおして税理士及び税理士法人（以下、「丙」という。）を派遣するに当たり、下記のとおり覚書を交わす。

（委託業務の内容）

第 1 条 甲が収入保険制度普及・推進事業における農業者の青色申告に関する相談窓口を開設するにあたり乙に委託する業務の内容は、関東信越税理士会が定める「特設の会場で行う税務相談の実施に関する実施要綱」及び「特設の会場で行う税務相談の実施に関する実施要綱」の取扱要領（以下「要綱等」という。）に規定する税務相談とする。

（対象者）

第 2 条 対象者は、甲の顧客及び構成員とする。

（相談窓口の設置場所）

第 3 条 甲の本所、統括支所及び支所等（以下「本所等」という）に設置する。

（業務の条件）

第 4 条 丙の執務の場所、日数、時間、件数は、本所等と支部の間で調整を行い、本所等が「要綱等」に則り、同推薦依頼書（特設様式 1）にその内容をまとめ、支部に提出する。

- (1) 1 日の執務時間 原則 4 時間以内
- (2) 謝金 1 日あたり 12,000 円（税込）
- (3) 実施期間及び日数 11 月から 2 月頃までの年 2 回、各 3 日間程度

（秘密の保持等）

第 5 条 乙は、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。この委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第 6 条

- 1 甲及び乙は、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体等をいう。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損若しくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者又は役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証する。
- 2 甲及び乙は、前項の規定を、自己の委託先及び自己の調達先にも順守させるよう

努力するものとする。

- 3 甲及び乙は、前二項に対する違反を発見した場合、速やかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。
- 4 甲及び乙は、相手方が前三項に違反した場合、催告なく、直ちに本委託業務を解除することができるものとする。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとする。
- 5 本委託業務締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとする。

(定めのない事項等)

第7条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に関して疑義が生じた場合については、信義に基づいて誠実にその都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(自動更新)

第8条 本委託業務期間満了時において、委託業務を継続しない場合は、相手方に対し、本委託業務期間満了の2ヶ月前までに通知するものとする。

上記の委託業務について、委託者(甲)と受託者(乙)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、各条項によって公正な委託業務を行い、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

年 月 日

住 所

さいたま市大宮区北袋町1丁目340番地

委託者(甲) 埼玉県農業共済組合

組合長理事 井 上 清

住 所

受託者(乙) 関東信越税理士会埼玉県支部連合会

会 長 ○ ○ ○ ○

おねがい

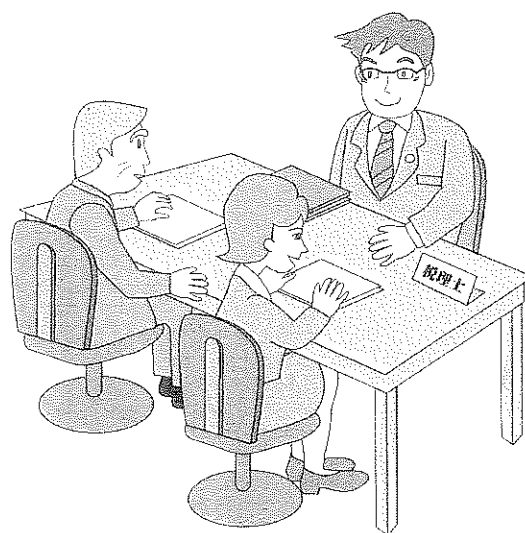
税理士でない者が、納税者の代理を行うこと、申告書等税務書類の作成をすること、税務相談を行うことは、税理士法によってできないことになっております。

税理士会では、こうした税理士制度の公共性にこたえ、「少額な所得の方、経済的理由によって、有料では税理士に委嘱することのできない方」を支援する事業を行っております。

本年分のあなたの所得ですと、税理士会で行っている無料税務相談の趣旨にそぐわなくなります。たいへん恐縮ですが、有料とさせていただきますのでご理解ください。

なお、わたしも税理士は次のような仕事をしております。

1. 記帳・決算書作成の相談及び代行
2. 土地・建物を売った税金、相続・贈与に関する税金の相談と申告書の作成
3. 所得税・法人税・消費税等のほか、各種税金の相談と税務書類の作成
4. 企業経営の相談
5. 融資申請手続



関 東 信 越 税 理 士 会

支部 担当税理士

平成 年分税務相談表（会員事務所用）

確申 様式1号

年 月 日	
支 部	
担当税理士	

申告書提出月日を記入してください

[illegible]

電話による相談	件	いずれか一つの該当項目に○印	
		有 料 分 に ○ 印	

※ 確定申告書提出期限までに支部長に提出してください。

平成29年12月7日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部

支 部 長 寺 山 智 久

副 支 部 長 福 島 泰 彦

地 域 長 山 崎 浩 成

研 修 部 長 中 村 武 司

税理士会36時間規定研修

平成29年度熊谷支部研修会のご案内

拝啓 毎日厳しい寒さが続いておりますが、会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて研修会を開催いたしますので何かとお忙しいこととは存じますが多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますようご案内申し上げます。

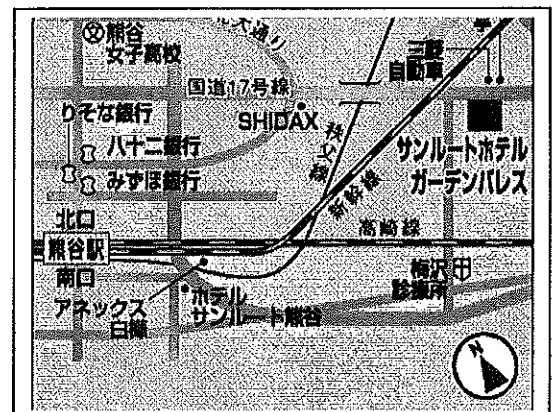
敬具

記

日時 平成30年1月15日（月）午前10時45分～11時45分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 農業青色申告
講師 熊谷税務署担当官
対象 税理士会会員及び職員
単位 1単位
バス 熊谷駅南口 9時10分発

★資料準備の為、12月22日（金）までに支部事務局宛お申し込み下さい。

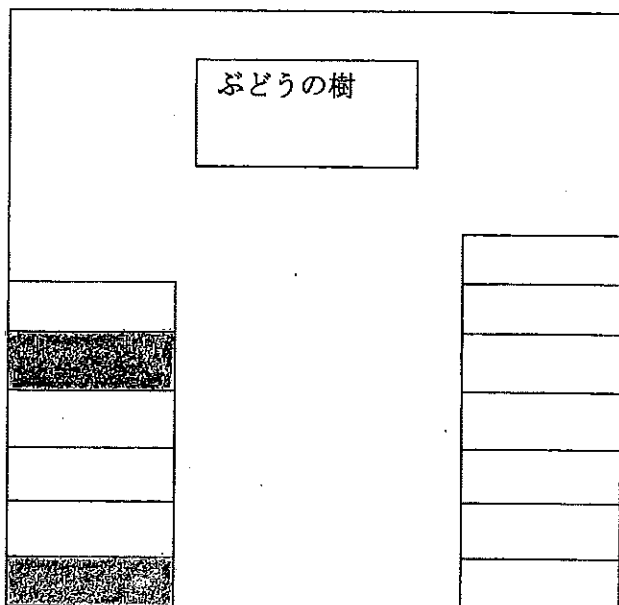
----- FAX 048-521-9612 -----



平成30年1月15日の研修会出席人数

会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

会員事務所名



熊谷税務署

* 聖公会教会駐車場の利用場所は上記の 2 台分です。

* 利用期間は 1 月 1 日から 3 月 3 1 までです。

P

税理士会熊谷支部

超速報!!

会員各位

平成 29 年 11 月 吉日
埼玉県税理士政治連盟
会 長 大石 敬
幹事長 秋山 典久

平成 30 年度税制改正大綱勉強会のご案内

会員の皆様には日頃より税理士政治連盟にご理解ご支援を賜り誠にありがとうございます。

自民党税制調査会及び公明党税制調査会並びに与党税制協議会での税制改正議論を受け、12月14日に与党の「平成30年度税制改正大綱」が決定・公表される予定です。

埼玉県税理士政治連盟で収集した資料に基づき下記のとおり勉強会を開催いたしますので、万障お繰り合わせの上ご出席いただきますよう、お願いいたします。

記

日 時 平成29年12月20日(水) 14:00～16:45

(受付開始 13:30)

3時間でカウント

場 所 埼玉県税理士会館3階

テ マ 「平成30年度税制改正大綱」を読み解く

聞 き 所 ・ 個人所得課税改革第二弾

(給与所得控除・公的年金等控除の縮小、基礎控除の拡大等)

・ 事業承継税制の改正

・ 所得拡大促進税制

・ 国際課税 (BEPSを踏まえた対応)

・ 納税環境整備 (税務手続のICT化等)

・ 新税は? (森林環境税、観光促進税)

・ 新たな節税策封じは? (一般社団法人節税、家なき子節税)

講 師 埼玉県税理士政治連盟 会長 大石 敬

参 加 費 3,000 円 (資料代)

締め切り 平成29年12月13日(水)

(資料の準備の都合上、事前の参加申し込みが必要です)

申し込み この申込み用紙を埼玉県税理士政治連盟あて FAX して下さい。

担当 工藤、松岡

FAX 048-665-3888

申込用紙

平成29年12月20日(水) 14:00-16:45 (於: 埼玉県税理士会館)
開催の平成30年度税制改正大綱勉強会に参加します。

税理士登録番号

支局 氏名

平成 29 年 12 月

各 位

株式会社 清文社

平成 30 年 3 月申告用『所得税の確定申告の手引-関東信越版』のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて今般、平成 30 年 3 月申告用「所得税の確定申告の手引-関東信越版」が平成 29 年 12 月末日に
発刊することになりましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、裏面のパンフレットをご参照の上、下記により関東信越税理士会 熊谷支部様まで、
FAXまたはTELにて、お申し込み下さいますようお願い致します。

敬具

記

1. 書籍名・特別価格等（税込）

書 籍 名	規 格	定 価	特 別 価 格
平成 30 年 3 月申告用『所得税の確定申告の手引-関東信越版』	B5 判 860 頁	1,944 円	1, 5 5 0 円

2. 納 品 方 法 平成 30 年 1 月上旬に熊谷支部事務局様にご送付予定です。
ご注文いただきました方は、支部事務局までお越しく下さい。

3. 精 算 方 法 代金と引き換えでお願い致します。

4. 申 込 締 切 平成 29 年 12 月 20 日（水）

5. 問い合わせ先 株式会社 清文社 営業部：菅原
東京都千代田区内神田 1-6-6 (MIFビル)
TEL.03-6273-7946/FAX.03-3518-0299

申 込 書

平成 2 9 年 月 日

関東信越税理士会 熊谷支部 御中

貴所名 _____ ご担当者 _____

ご住所（〒 _____ ） _____

TEL _____ FAX _____

平成 30 年 3 月申告用「所得税の確定申告の手引」  申し込みます。

お申し込みは ⇒ **FAX:048-521-9612** 番号間違えにご注意下さい。

平成30年3月 申告用

所得税の 確定申告の 手引

申告書全様式の
記載例つき

江橋克夫 編

B5判860頁/定価:本体1,800円+税 ★送料実費

計算例や申告書の記載例を
豊富に収録した最新版!!

■申告書に沿って、税法・通達改正等を織り込み、所得の種類別にその計算方法から、実際の確定申告書の書き方までを体系的にとりまとめて工夫編集。

■申告書の記載例については、平成29年分で使用されるすべての申告書の様式と多くの附属計算書の記載例を示し、わかりやすく解説。

■復興特別所得税についても適宜収録。

平成29年度税制改正事項を
完全収録!!
申告書の記載例をもとに、
わかりやすく解説!!

確定申告は
この1冊で万全

平成30年1月発刊

主要目次.....

■平成29年分 確定申告書の記載例

■平成29年度税制改正(所得税関係)のあらまし

第1章 確定申告とは

第2章 確定申告書B(分離課税用(第三表)及び損失申告用(第四表)の確定申告書を含む。)の書き方

1 収入金額等・所得金額

事業所得/不動産所得/利子所得/配当所得/給与所得/
一時所得・雑所得/譲渡所得/分離課税の所得/
山林所得/退職所得/所得の「合計」の仕方

2 所得から差し引かれる金額=所得控除

●本人・控除対象配偶者・扶養親族の所得控除額の合計表

●各種所得控除が認められる人的要件一覧

3 納める税金の計算

4 住民税・事業税に関する事項

第3章 確定申告書A(給与所得・雑所得・配当所得・一時所得だけの人等用)の書き方

第4章 確定申告を誤った場合などの手続

1 修正申告 2 更正の請求

第5章 非居住者の確定申告

第6章 住民税及び事業税に関する申告の手引

1 住民税 2 事業税

(参考)

- ・主な非課税所得の一覧表
- ・源泉徴収で課税が完結する所得の一覧表
- ・復興特別所得税のあらまし
- ・帳簿書類の電子データ保存制度のあらまし
- ・社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)のあらまし
- ・減価償却資産の耐用年数表/・余命年数表
- ・雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」について
- ・平成29年分 所得税の税額表/平成29年分 簡易給与所得表

特別附録

平成29年分 個人事業者のための
消費税のあらましと申告の仕方

キリトリ線

下記のとおり申し込みます。

平成30年3月申告用 (江橋克夫 編)

所得税の確定申告の手引

申込日 平成 年 月 日

<978-4-433-60347-2>

冊

ご住所(〒) 電 話() - 番

貴(社)名 ⑧

部署名() 部 課) ご担当者名()

※ご記入いただいた氏名・住所・電話番号等は、小社の商品発送、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために使用いたします。

図書申込書

■発売所■ 株式会社 清文社

〒101-0047
東京都千代田区内神田1-6-6
MIFビル

TEL.03-6273-7946

FAX.03-3518-0299

http://www.skattsei.co.jp

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
30. 1. 18 (木)	富岡宏之	
30. 1. 22 (月)	中澤仁之	
30. 1. 25 (木)	中野敦夫	
30. 1. 29 (月)	中村文男	
30. 2. 1 (木)	西尾裕之	
30. 2. 5 (月)	濱野高志	
30. 2. 8 (木)	福島繁夫	
30. 2. 12 (月)	兼子重雄	
30. 2. 15 (木)	橋本則彦	
30. 2. 19 (月)	小林賢一郎	
30. 2. 22 (木)	山本文子	
30. 2. 26 (月)	吉橋 徹	
30. 3. 1 (木)	岡本祐一	
30. 3. 5 (月)	曾根和也	
30. 3. 8 (木)	納見 宏	
30. 3. 12 (月)	西田政隆	
30. 3. 15 (木)	橋本直樹	
30. 3. 19 (月)	渡辺 保	
30. 3. 22 (木)	渡辺雅江	
30. 3. 26 (月)	天笠裕司	
30. 3. 29 (木)	小島久幸	
30. 4. 2 (月)	桜澤 敦	
30. 4. 5 (木)	鈴木 昇	
30. 4. 9 (月)	高橋勤二	
30. 4. 12 (木)	富井晴夫	
30. 4. 16 (月)	中村尚和	
30. 4. 19 (木)	前山信一	

*午後1時30分～4時00分

*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応して下さい。
(相談があった場合は電話にてご連絡します。)

青色申告相談窓口対応責任者名等（税理士会支部調整担当者）

組合等名 (本所・支 所等)	青色申告相談窓口対応責任者名等						税理士会担当支部
	責任者		責任者不在時の対応者				
	部署および役職名	責任者氏名	電話番号 メールアドレス	部署および役職名	責任者不在時の対応者 氏名	電話番号 メールアドレス	
1 本所	監査室兼収入保険対策室 室長	矢島 克浩	048-645-2143 kansa@nosai-saitama.jp	監査室兼収入保険対策室 副室長	嶋崎 眞水	048-645-2143 kansa@nosai-saitama.jp	浦和・大宮
2 中部統括支所	中部統括支所長	西田 俊也	049-235-8711 tvubu.tou@nosai-saitama.jp	総務課 課長	伊藤 正	049-235-8711 tvubu.tou@nosai-sai ama.jp	川越
3 東松山支所	中部統括支所長	西田 俊也	049-235-8711 tvubu.tou@nosai-saitama.jp	東松山支所 支所長	田中 恵寿	0493-22-0655 matuyama@nosai-sa itama.jp	東松山
4 上尾支所	中部統括支所長	西田 俊也	049-235-8711 tvubu.tou@nosai-saitama.jp	上尾支所 支所長	忽滑谷幹彦	048-779-6911 ageo@nosai-saitama.jp	上尾
5 北部統括支所	北部統括支所長	富岡 淳	048-533-8030 hokubu.tou@nosai-saitama.jp	総務課 課長	松本 智一	048-533-8030 hokubu.tou@nosai-s aitama.jp	熊谷
6 本庄支所	北部統括支所長	富岡 淳	048-533-8030 hokubu.tou@nosai-saitama.jp	本庄支所 支所長	下田 信人	0495-21-0255 honivo@nosai-saita ma.jp	本庄
7 秩父支所	北部統括支所長	富岡 淳	048-533-8030 hokubu.tou@nosai-saitama.jp	秩父支所 支所長	笠原 正芳	0494-22-0647 titibu@nosai-saitam a.jp	秩父
8 東部統括支所	東部統括支所長	関根 達夫	048-559-1588 toubu.tou@nosai-saitama.jp	総務課 課長	太田 努	048-559-1588 toubu.tou@nosai-sa ama.jp	行田
9 宮代支所	東部統括支所長	関根 達夫	048-559-1588 toubu.tou@nosai-saitama.jp	宮代支所 支所長	嶋田 敏雄	0480-32-1015 miyashiro@nosai-sa ama.jp	春日部
10 越谷支所	東部統括支所長	関根 達夫	048-559-1588 toubu.tou@nosai-saitama.jp	越谷支所 支所長	井上 芳美	048-965-7251 koshigava@nosai-sa ama.jp	越谷

小 委 員 会 で の コ メ ン ト

7. 所得税の根幹にかかわる問題なので、もっと掘り下げた理由付けが必要。
特に廃止された場合に、現在行われている処理に影響が出ないか検討が必要。
8. 選択の余地があるので、現行のままでよいのではないか。
14. 個別案件なので、税制建議に馴染まないのではないか。このような問題は、調査、不服審査等で変えていく方法もある。
15. は53. と合わせて16. に吸収する。
17. 18. 実務で慣行として定着してきているので、事務負担が過大だけでは、理由付けとして乏しい。
19. 現行のままで大きな不都合とか問題があるとは言えない。
25. 株式取引と先物取引は、別の性格のものと考えてるので、統合は難しい。
30. 法人税法と租税特別措置法とは性格を異にする。政策的要素が強い租税特別措置法の要件を緩和すると運用面で裁量の余地が出て好ましくない。
31. 個別案件なので、税制建議に馴染まないのではないか。
32. は69. に吸収して69. を残す。
34. 減価償却制度の大きな変更を求めるにしては、理由付けが乏しい。
36. 理由付けの後段は賛否両論出る内容で、実務上無理ではないか。
37. 贈与契約の時点で財産は移転するのだから、評価もその時点で確定させるべきではないか。
39. 内容は理解できるが、理由付けが乏しい。
43. 基準期間を廃止し1000万円の判定基準を残した場合、1000万円前後の売上の方々は、決算が終わってみないと消費税を払うか否かがわからずかえって混乱や売上を計上しないなどの問題を起こすのではないか。

- 4 4. 小規模事業者に対する一定の策まで提言していただかないと、理由付けにならないのでないか。
- 4 7. 日税連等で大々的に取り上げているので、あえて出さなくてよいのではないか。
- 5 1. は 4 3. と同じ。
- 5 4. 二重課税の問題がある内容を、処理が煩雑であるためという理由付けでは通らないのではないか。
- 5 7. 税制建議に馴染まない内容ではないか。
- 5 8. 5 9. 6 0. いずれも理由付けが乏しい。事業税をどう変えていくべきか深い理由付けが欲しい。
- 6 5. 税制建議に馴染まない内容ではないか。
- 6 6. 税務署等との会議でも出ている提言であるが、当局からは 2 4 時間 3 6 5 日運転となるとその間もサポート要員を張り付ける必要があり費用が掛かる、深夜にどのくらいの方々が利用するか不明である等の理由により却下されている。このあたりをきちんと説得できないと理由付けとしては乏しいと言われてしまう。
- 6 7. 税制建議に馴染まない内容ではないか。
- 7 0. そもそも、このような税理士が出ないようにしなければいけないのではないか。税制建議に馴染まない内容ではないか。
- 7 3. 税制建議に馴染まない内容ではないか。

[illegible]

受講申し込み用紙

日 時 : 平成 30 年 1 月 23 日 (火) 13:00~16:30

場 所 : 大宮ソニックシティ 小ホール

テ ー マ : 「実務に役立つ借地権等の評価」

税理士登録番号 (必須)	
税理士氏名	
住所 (送付先)	〒
電話番号	()
FAX番号	()
職員氏名	
職員氏名	
職員氏名	

- * 職員のための参加の場合は税理士登録番号をご記入いただき税理士氏名を空欄とし、職員氏名をご記入ください。
- * 定員の関係で職員の方がお申し込みをいただいた場合お断りすることがあります。
- * 受講票と払込用紙は、申し込みをいただき次第、順次発送 (11 月下旬) いたします。(大蔵財務協会より)
- * テキストの準備の都合上、申し込み期限 (1 月 12 日) は厳守願います。
- * 申し込み期限後の取り消しはご遠慮くださいますようお願いいたします。
- * ご記入いただいた個人情報は、当セミナーの受講管理以外には使用いたしません。

申し込み先 FAX 番号 03-3829-4004

〔申し込み先及びお問い合わせ先〕

一般財団法人 大蔵財務協会 総務課

〒130-8585 東京都墨田区東駒形 1-14-1

TEL : 03-3829-4150 FAX : 03-3829-4004

**日税連及び国税庁新着情報（中小会計指針改正草案・法人税基本通達改正趣旨説明・
仮想通貨所得計算方法）について（周知依頼）**

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の 3 点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 日税連「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案等の公表について

日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の関係 4 団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」は、この度、「中小企業の会計に関する指針」について、一部見直しを行い、中小会計指針の改正に関する公開草案を公表しました。本公開草案の公表は、改正点について広くコメントをいただくことを目的とするものです。

改正草案における改正点やコメントの送付先等詳細については、日税連該当ページをご確認ください。

● 日税連『「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案等の公表について』

→ http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/sme_support/guide/#n161028

2. 国税庁「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明について

国税庁は、11 月 27 日、「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の平成 29 年 3 月 31 日現在の法令に基づいて作成した以下の項目についての趣旨説明を公表しました。

- | | | |
|---------------|--------------|----------|
| 1. 固定資産の取得価額等 | 2. 資本的支出と修繕費 | 3. 災害損失金 |
| 4. 還付 | 5. 申告及び還付 | |

詳細については、国税庁当該ページをご確認ください。

● 国税庁「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明について

→ <https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/170331/index.htm>

3. 国税庁「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」

国税庁は、12 月 1 日、確定申告の対象となる仮想通貨の損益やその具体的な計算方法等について、取りまとめた F A Q を公開しました。

詳細については、国税庁当該ページをご確認ください。

なお、ビットコインをはじめとする仮想通貨を売却又は使用することにより生じる利益については、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分され、所得税の確定申告が必要となります。

● 国税庁「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」

→ <https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/171127/01.pdf>

平成 29 年 12 月 4 日

総合企画部長 大西 勉

熊市民発第1470号

平成29年11月7日

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 寺山 智久 様

熊谷市長 富岡



職務上請求書の適正使用について（お願い）

晩秋の候、貴職におかれましては、御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、本市の市政推進につきまして、日ごろから格別の御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴会・支部会員の皆様が職務遂行上必要となる住民票の写しや戸籍謄・抄本等を請求する際に使用する「職務上請求書」につきまして、定められた事項が記入されていないものが見受けられますので、その適正な記載について改めてお願いいたします。

また、近年、偽造された職務上請求書を使用した戸籍謄・抄本等の不正請求事件が大きく報道され社会問題となったところですが、職務上請求書の適正な使用につきましても、会員皆様に対して再度御周知いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

今後も貴会・支部のますますの御発展を祈念申し上げますとともに、引き続き市政推進への御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

担当：市民部市民課 吉田（和）

電話：524-1111 内線267

日時 平成 29 年 12 月 7 日 (木)
15 時 30 分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

- (1) 平成29年分確定申告期における閉庁日対応について (総務課)
別添 1 「閉庁日対応税務署」参照

平成 29 年分確定申告期における閉庁日対応は、別添 1 「閉庁日対応税務署」のとおり、平成 30 年 2 月 18 日 (日) 及び 2 月 25 日 (日) に実施します。

対応業務は、確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談となります。

なお、納付については、取り扱っておりませんのでご注意ください。

(2) 平成 29 年分所得税等確定申告期における e-Tax 及び e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間について (総務課)

イ e-Tax の受付時間 (送信可能時間)

平成 30 年 1 月 15 日(月)～3 月 15 日(木)
- 全期間 (土日祝日を含む。) 24 時間 (注 1) 1 月 15 日(月)は 8 時 30 分から利用可能。 (注 2) 月曜日 0 時～8 時 30 分 (メンテナンス時間) を除く。
(参考) 通常期
- 月曜日～金曜日 (祝日等及び年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) を除く。) 5 月、8 月、11 月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8 時 30 分～24 時

ロ e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

平成 30 年 1 月 15 日(月)～3 月 15 日(木)
- 月曜日～金曜日 (祝日等を除く。) 及び 2 月 18 日・25 日、3 月 4 日・11 日の日曜日 9 時～20 時
(参考) 通常期
- 月曜日～金曜日 (祝日等及び年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) を除く。) 9 時～17 時

(3) 平成 29 年分確定申告に係る振替納付日について (管理運営部門)

イ 申告所得税及び復興特別所得税 平成 30 年 4 月 20 日 (金)

ロ 消費税及び地方消費税 (個人事業者) 平成 30 年 4 月 25 日 (水)

平成 29 年分の確定申告に係る振替納付日につきまして、記載のとおりとなりますので、関与先等への納付指導をお願いいたします。

(4) 確定申告関係用紙の配付等について (管理運営部門)

別添 2 「確定申告関係用紙配付一覧 (平成 29 年分)」 参照

確定申告関係用紙の配布につきましては、昨年と同様に、別添 2 「確定申告関係用紙配付一覧 (平成 29 年分)」 に掲載された書類を、税理士会熊谷支部の事務局に備え付けさせていただきますので、事務局にて入手いただきますようお願いいたします。事務局へは 1 月中旬にお渡しする予定であります。

なお、国税局から税務署への用紙の配付数量が年々減少しております。国税庁HP及びe-Taxのご利用につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、事務局へ備付のない用紙につきましても同様に、国税庁HP等からの入手にご協力をお願いいたします。

(5) 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」の発送について (管理運営部門)

別添3「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」参照

イ 発送対象者

源泉徴収義務者のうち、納期の特例適用者で次に掲げる者

(イ) 新規に納期の特例の適用を受けることとなった者

(ロ) 直前の2納期分のいずれかに未納、期限後納付又は納税告知のある者

ロ 発送予定日 平成29年12月15日(金)

納期の特例を適用されている源泉徴収義務者のうち、記載の対象者に対しまして、別添3「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」を12月15日(金)に発送いたします。関与先から照会等がございましたら期限内納付のご指導をお願いいたします。

(6) ダイレクト納付における複数口座の利用開始について (管理運営部門)

利用開始日 平成30年1月4日(木)

別添4「ダイレクト納付の複数口座登録(イメージ)」参照

ダイレクト納付の利用勧奨につきましては、日頃からご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

ダイレクト納付の利用につきましては、これまで1つの預貯金口座のみの登録としておりましたが、今後は、あらかじめ複数の預貯金口座の登録が可能となり、平成30年1月4日(木)以降ダイレクト納付を行う際に、その都度、利用する預貯金口座を選択することが可能となります。

複数口座が利用可能となり、今まで以上にダイレクト納付の利便性が向上するものと考えておりますので、引き続き関与先等への積極的な利用勧奨につきまして、ご協力をいただきますようお願いいたします。

(7) 「未納国税の納付について」の発送について (徴収部門)

平成29年12月8日(金) 発送予定

徴収部門では毎年6月と12月に「未納国税の納付について」を発送しています。

対象は、納税コールセンター所掌事案を除く全ての滞納事案で、内容は納税催告と同時に現在の滞納残高と直近1年間の納付実績をお知らせするものです。

この件で関与先から問い合わせがありましたら、徴収部門に連絡するようご指導をお願いします。

- (8) 決算説明会の開催について (個人課税部門)
別添5「平成29年度 決算等説明会日程」参照

決算説明会につきましては、すでに12月1日(金)、12月6日(水)の両日に小林幹夫先生・神山隆夫先生・荻原利彦先生に講師を勤めていただきありがとうございました。

12月8日(金)で本年の決算説明会も終了となります。従事いただいた先生方と、熊谷支部様に御礼申し上げます。

- (9) プレプリント申告書送付対象者の見直しについて (個人課税部門)

プレプリント申告書送付対象者の見直しについては、昨年来連絡をさせていただいている案件となります。

平成29年分の申告から先生方の関与がある納税者に対しましては、プレプリントの申告書が送付されません。プレプリント申告書は送付されないが、申告は必要である旨関与先納税者にお伝えいただくとともに、先生方におかれましては引き続きe-Taxによる代理送信で申告書等を提出していただきますようお願いいたします。

- (10) 確定申告書様式の改訂について (個人課税部門)
別添6「申告書様式の改訂について」参照

税制改正等に伴いまして、確定申告書様式の改訂が行われます。申告書B様式の第一表と第二表を例に、変更点をご説明いたします。

医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)が創設されとことに伴い、第一表の「医療費控除」欄に区分欄を追加しております。

セルフメディケーション税制を選択する場合は、区分欄に「1」を記入又は入力してください。

また、第二表の「医療費控除」欄の文言を「支払医療費」から「支払医療費等」に改訂しております。e-Taxでの申告では先生方が使用する各ソフトで対応のことと思われませんが、改訂点についてお知らせをさせていただきました。

- (11) 自宅等からのICT申告の推奨について (個人課税部門)

本年も、熊谷税務署では確定申告期間中、申告相談会場が非常に混雑することから、納税者の方々の自宅等からのICTを活用した申告の推進に取り組んでおります。

すでに、11月下旬から税務署幹部が源泉徴収義務者の方々に直接伺って、従業員の皆様に対し、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書をご自宅で作成し、郵送等により税務署へ提出していただくよう協力依頼を行っております。

先生方のクライアント先にもお伺いすることもあるかと思います。丁寧な説明を心がけておりますが、問い合わせ等がございましたら、今ほど申し上げた趣旨をご理解いただき、ご指導願えればと思います。税務署での取組みについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

(12) 確定申告期の税務支援について (個人課税部門)

イ 協議派遣事業におけるe-Tax（代理送信）の推進について

平成29年分確定申告期において、税理士会熊谷支部と青色申告会及び農業青色申告会との間で行われる協議派遣による申告相談会では、先生方の代理送信によるe-Taxの積極的なご利用をお願いいたします。

代理送信によるe-Taxが徹底されるよう10の青色申告会・5つの農業青色申告会ともに、平成29年分は国税庁HP確定申告書等作成コーナーを利用した相談体制をとることで協議を重ねております。

先生方におかれましても、昨年まで手書きで申告書を作成していた相談会場でも平成29年分は国税庁HP確定申告書等作成コーナーを利用した作成になるとのご理解をお願いします。

従事される先生方におかれましては、派遣先青申会等とよく事前に打合せをされるなどし、協議派遣における代理送信による申告が推進されるようご協力をお願いします。

ロ 無料申告相談の日程等について

実施期間：平成30年2月16日（金）から3月8日（木）

実施場所：キララ上柴「ハナミズキ」

平成29年分確定申告期の無料申告相談を本年度も記載の日程等で実施予定となっております。

熊谷支部から派遣に関し協力依頼等、ご連絡があるものと思われます。確定申告期間中のご多忙の中、大変恐縮ではございますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、相談会場での運営要領につきましては担当役員の先生と協議を進め、決定しだい従事される先生方にお配りします。

(13) e-Tax研修会の実施について (個人課税部門)

日時：平成30年1月25日（木）午後1時30分から午後4時

平成30年2月1日（木）午後1時30分から午後4時

場所：埼玉工業大学

今ほど申し上げた、協議派遣による青色申告会等の申告相談会場・キララ上柴で実施される無料相談会場でも国税庁HP確定申告書等作成コーナーを利用いたします。

操作方法等につきましては本年度も埼玉工業大学の協力を得て記載の日程でe-Tax研修会を開催しますので、先生方の事務所で使用しているソフトとは操作方法等異なるところもあるかと思われます。操作方法等に不安がある先生におかれましては積極的な参加をお願いいたします。

- (14) 「地積規模の大きな宅地の評価」に関する様式等について (資産課税部門)
別添7「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(第1表)(第2表)」

参照

別添8「土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表

(平成30年分以降用)」参照

別添9『(平成30年1月1日以降用)「地積規模の大きな宅地の評価」

の適用要件チェックシート』参照

別添10『「地積規模の大きな宅地の評価」が新設されました』参照

改正後の財産評価基本通達20-2《地積規模の大きな宅地の評価》に係る評価明細書、調整率表、適用要件チェックシート、リーフレットが11月9日(木)に国税庁HPに掲載されましたので参考としてください。

なお、評価明細書、調整率表につきましては、平成30年1月1日以降用となりますのでご留意願います。

- (15) 贈与税e-Taxに係る個別勧奨等について (資産課税部門)

e-Taxの普及は、納税者の利便性向上と行政運営の効率化に資するものであることから、贈与税のe-Taxについても、より一層の普及及び定着に努めていく必要があるものと考えております。

贈与税申告については、税理士等の関与割合が約半数を占めており、税理士の皆様にご利用いただくことが、e-Taxの普及・拡大に直結するものと考えております。

つきましては、今後、関与される贈与税の申告につきましては、是非とも、e-Taxをご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、e-Tax手続きの一部について既に利用を開始している税理士等を対象に個別に勧奨させていただくこともございますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

添付書類

- 1 「閉庁日対応税務署」
- 2 「確定申告関係用紙配付一覧（平成 29 年分）」
- 3 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」
- 4 「ダイレクト納付の複数口座登録（イメージ）」
- 5 「平成 29 年度 決算等説明会日程」
- 6 「申告書様式の改訂について」
- 7 「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第 1 表）（第 2 表）」
- 8 「土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表
（平成 30 年分以降用）」
- 9 『（平成 30 年 1 月 1 日以降用）「地積規模の大きな宅地の評価」の
適用要件チェックシート』
- 10 『「地積規模の大きな宅地の評価」が新設されました』

5 県税事務所からの連絡事項

○地方税共通納税システムについて

別添「地方税共通納税システムについて」参照

納税者が e L T A X を通じ、すべての地方公共団体に電子納税ができるシステムが構築される。

導入時期は、平成 31 年 10 月 1 日を予定。

対象税目は、法人関係税、個人住民税(特別徴収分)など。

電子申告に合わせ、複数団体への一括納付が可能となる。

【閉庁日対応税務署】

別添 1

国税局(所)	都道府県	平成30年2月18日及び2月25日の日曜日に閉庁日対応する税務署名等
札幌国税局	北海道	札幌北・札幌南・札幌西・札幌東
仙台国税局	青森県	青森
	岩手県	【盛岡】
	宮城県	仙台北・仙台中 合同会場（仙台北・仙台中・仙台南）
	秋田県	合同会場（秋田南・秋田北）
	山形県	【山形】
関東信越国税局	福島県	【福島】
	茨城県	【土浦】・竜ヶ崎 合同会場（水戸・日立・太田）
	栃木県	【宇都宮】
	群馬県	【前橋】・【高崎】
	埼玉県	川越・所沢・春日部・上尾・【越谷】・朝霞 合同会場（熊谷・行田） 合同会場（川口・西川口） 合同会場（浦和・大宮）
	新潟県	【新潟】
東京国税局	長野県	【長野】
	千葉県	千葉東・千葉南・千葉西・【市川】・船橋・【木更津】・松戸・【成田】・柏 杉並・狹窪・豊島・板橋・葛飾・八王子・武蔵野・武蔵府中・【町田】・日野・東村山 合同会場（越前・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・小石川・本郷・東京上野・浅草・本所・向島・江東西・江東東） 合同会場（品川・荏原） 合同会場（四谷・新宿・中野） 合同会場（目黒・世田谷・北沢・玉川・渋谷） 合同会場（大森・雪谷・蒲田） 合同会場（王子・荒川） 合同会場（練馬東・練馬西） 合同会場（足立・西新井） 合同会場（江戸川北・江戸川南） 合同会場（立川・青梅）
	神奈川県	横浜南・神奈川・戸塚・緑・川崎南・川崎北・川崎西・横須賀・平塚・鎌倉・藤沢・小田原・ 相模原・厚木・大和 合同会場（鶴見・横浜中・保土ヶ谷）
	山梨県	甲府
	富山県	【富山】
	石川県	金沢
	福井県	福井
	岐阜県	合同会場（岐阜北・岐阜南）
	静岡県	合同会場（静岡・清水） 合同会場（浜松西・浜松東）
	愛知県	豊橋・岡崎・【一宮】・【半田】・【津島】・【豊田】・【小牧】 合同会場（千種・名古屋中・昭和） 合同会場（名古屋東・名古屋北・尾張瀬戸） 合同会場（名古屋西・名古屋中村・熱田・中川） 合同会場（刈谷・西尾）
	三重県	【津】
大阪国税局	滋賀県	合同会場（大津・草津）
	京都府	宇治 広域センター（上京・左京・中京・東山・下京・右京・伏見）
	大阪府	豊能・【吹田】・枚方・茨木・八尾・【富田林】・【門真】・東大阪 合同会場（堺・泉大津） 合同会場（岸和田・泉佐野） 広域センター（大阪福島・西・港・天王寺・浪速・西淀川・東成・生野・旭・城東・阿倍野・住吉・ 東住吉・西成・東淀川・北・大淀・東・南）
	兵庫県	【姫路】・尼崎・【明石】・【伊丹】・【加古川】 合同会場（西宮・芦屋） 広域センター（灘・兵庫・長田・須磨・神戸）
	奈良県	合同会場（奈良・葛城）
	和歌山県	和歌山
	鳥取県	【鳥取】
広島国税局	島根県	【松江】
	岡山県	合同会場（岡山東・岡山西・西大寺・瀬戸）
	広島県	合同会場（広島東・広島南・広島西・広島北）
	山口県	【山口】
高松国税局	徳島県	【徳島】
	香川県	高松
	愛媛県	松山
	高知県	高知
福岡国税局	福岡県	香椎・【西福岡】 合同会場（門司・若松・小倉・八幡） 合同会場（博多・福岡）
	佐賀県	佐賀
	長崎県	【長崎】
	熊本県	熊本西・【熊本東】
熊本国税局	大分県	【大分】
	宮崎県	【宮崎】
	鹿児島県	【鹿児島】
	沖縄県	合同会場（那覇・北那覇）
沖縄国税事務所	沖縄県	合同会場（那覇・北那覇）

228番

（注1）合同会場では、（ ）内の税務署管内の納税者の申告書の收受を行う。

（注2）広域センターでは、（ ）内の税務署の管内以外の納税者の申告書も仮收受を行う。

（注3）【 】書きの税務署は、署外会場を示す。

（注4）下線部分は、新たに合同会場となった署を示す。

確定申告関係用紙配付一覧（平成29年分）

税理士会

〔所得税関係〕

用 紙 名	
所得税 及び復興特別 所得税の確定 申告書	A様式
	B様式
	第三表(分離課税用)
	第四表(損失申告用)
	申告書付表(震災被災者用)
	添付書類台紙
確定申 告書の 手引き	A様式用
	B様式用
	損失申告用
青 色 決算書	一般用
	不動産用
	付表(医師・歯科医師用)
収 支 内訳書	一般用
	不動産用
	農業用

用 紙 名	
添 付 書 類	所得の内訳書
	医療費の明細書
	住宅借入金等特別控除額の計算明細書
	家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受ける場合の必要経費の額の計算書
	政党等寄附金特別控除額の計算明細書
	先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書
	申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)
	申告書付表(準確定申告)

〔消費税関係〕

消費税 の 申告書	一般・簡易
	付表2・付表5・付表6
	一般・簡易用手引き
	課税売上高計算表・課税仕入高計算表
	消費税の還付申告に関する明細書

〔資産税関係〕

譲渡所得の内訳書	
株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書	
所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)	
贈与税 申告書	第一表
	第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
	第二表(相続時精算課税の計算明細書)
	相続時精算課税選択届出書

〔納付関係〕

納付書 関 係	所得税納付書
	消費税納付書
	贈与税納付書
	口座振替依頼書

〔電子申告関係〕

ダイレクト納付利用届出書

「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」

<裏面>

源泉所得税及び復興特別所得税 の納付期限のお知らせ

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただきありがとうございます。

さて、貴社（殿）が、表記の「期間」内に支払った給与や退職手当、税理士等の報酬などから源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の納付期限が近づいてまいりました。

表記の「納付期限」までにお忘れなく納付されますようご案内とお願いを申し上げます。

（注）平成25年1月1日以後に生ずる所得のうち、源泉徴収の対象とされている所得については、所得税と併せて復興特別所得税を徴収し、納付する必要があります。

納付税額がない場合でも、所得税徴収高計算書（納付書）は、税務署へ提出してください。

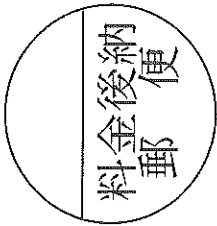
納付期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければなりません。

- ◎ この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は、表記の税務署長です。
- ◎ 既に納付済みの方につきましては、このお知らせが送付された場合には、行き違いになったものと思われしますので、ご了承願います。
- ◎ 源泉所得税及び復興特別所得税の納付は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）が便利です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
- ◎ 源泉徴収についてご不明な点がありましたら、当署の担当者にお問い合わせください。
- ◎ 税務署での面接による相談は、原則として「事前予約制」としております。

<表面>

郵便はがき

--	--	--	--	--	--	--	--



殿

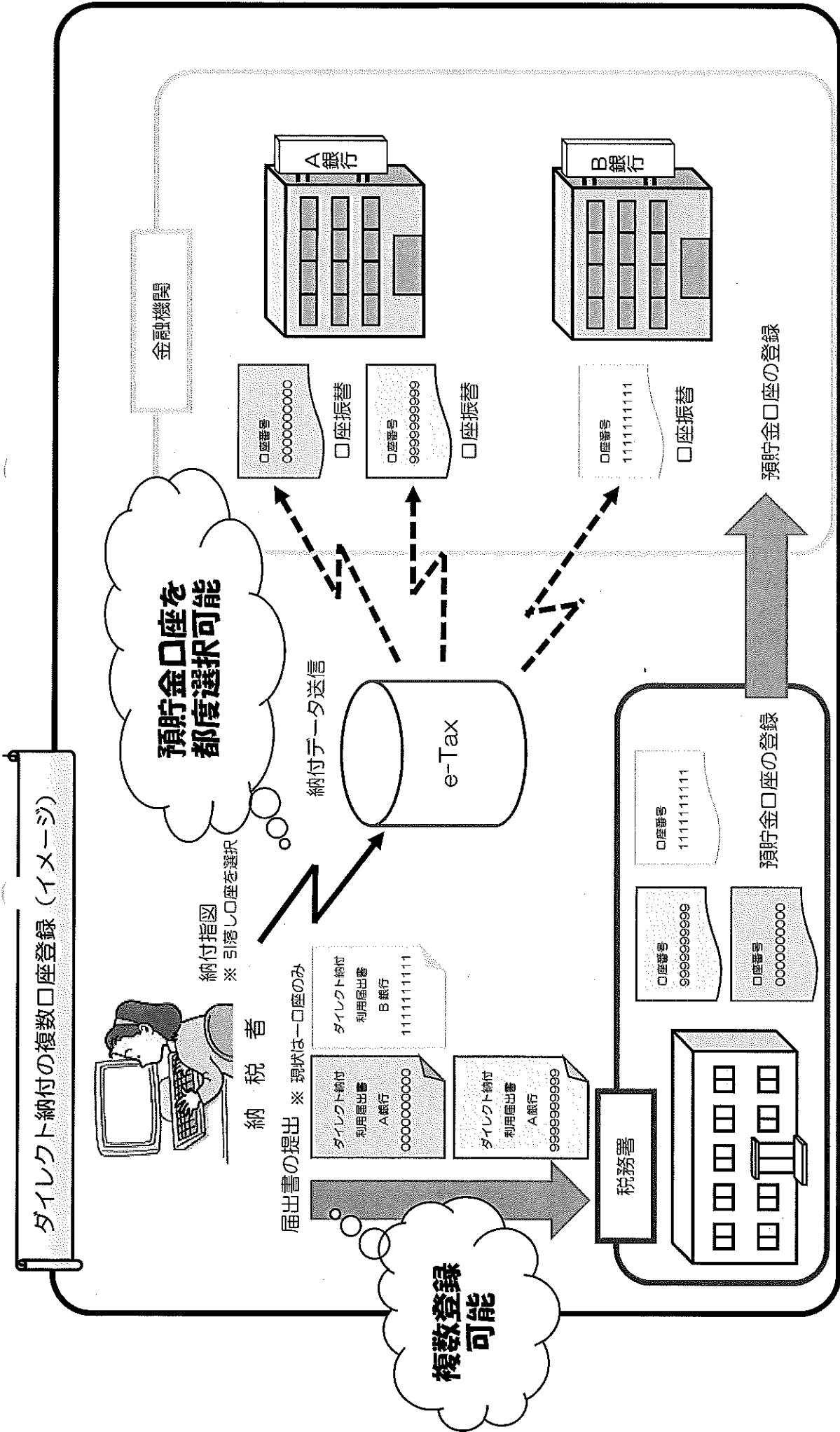
(整理番号)

税務署長

期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
納付期限	年 月 日

担 当 部 門 部門 (源泉所得税担当)
この電話番号は電話がつながると自動音声案内が流れますので「2」をお選びください。

この郵便物についての照会等は、上記税務署担当部門へお願いいたします。



- ・ ダイレクト納付内容確認画面 (e-Tax のメッセージボックスに格納された受信通知から、「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を押した後で表示される画面) において、届出済の預貯金口座の選択が可能となります。
- ・ これまで、税理士の方が、納税者に代わってダイレクト納付内容確認画面を表示した場合、預貯金口座番号を全てマスキング (「*」で表示) しておりましたが、今後は、預貯金口座番号の下3桁のマスキングに変更となります。

平成29年度 決算等説明会日程

青色決算説明会

開催月日	開催時間	対象者	講師	開催場所
29.12.1(金)	午前10時 ～正午	事業所得者	小林幹夫 税理士	熊谷文化創造館 さくらめいと 会議室1
	午後2時 ～4時	不動産所得者	神山隆夫 税理士	
29.12.8(金)	午前10時 ～正午	事業所得者	小林幹夫 税理士	

白色決算説明会

開催月日	開催時間	対象者	講師	開催場所
29.12.6(水)	午前10時 ～正午	事業所得者	荻原利彦 税理士	熊谷文化創造館 さくらめいと 会議室2

申告書様式の改訂について

申告書様式について次のとおり改訂します。改訂後の申告書は別紙のとおりです。

改 訂 事 項	対象となる申告書
○ 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）が創設されたことに伴い、申告書 A・B 第一表及び第五表の「医療費控除」欄に区分欄を追加（セルフメディケーション税制を選択する場合は、区分欄に「1」を記載） ○ 申告書 A・B 第二表の「医療費控除」欄の文言を「支払医療費」から「支払医療費等」に改訂	申告書 A 第一表・第二表 申告書 B 第一表・第二表 申告書第五表
○ 平成 29 年分以後は毎年の様式変更が不要となるため、平成 29 年分以降用として年分等を空欄に改訂	申告書第四表付表
○ 帳票コードの改訂 ○ 提出用の右端の使用対象年分を「平成二十九年分以降用」に改訂	申告書 A 第一表・第二表 申告書 B 第一表・第二表 申告書第四表付表 申告書第五表

第一表 (平成二十九年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

住所 (又は事業所事務所等)	個人番号										
	フリガナ										
	氏名										
	性別	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄						
平成 年 月 日	男 女	生 年 月 日	電話番号	自宅・勤務先・携帯							

(単位は円)		種類	所得の表示	整理番号	翌年以降要送付
収入金額等	事業等	ア			
	農業	イ			
	不動産	ウ			
	利子	エ			
	配当	オ			
	給与	カ			
	雑	キ			
	公的年金等	ク			
	その他	ケ			
	総合譲渡	コ			
所得金額	短期	セ			
	長期	ソ			
	一時	タ			
	事業等	①			
	農業	②			
	不動産	③			
	利子	④			
	配当	⑤			
	給与	⑥			
	雑	⑦			
所得から差し引かれる金額	総合譲渡・一時	⑧			
	合計	⑨			
	雑損控除	⑩			
	医療費控除	⑪			
	社会保険料控除	⑫			
	小規模企業共済等掛金控除	⑬			
	生命保険料控除	⑭			
	地震保険料控除	⑮			
	寄附金控除	⑯			
	寡婦・寡夫控除	⑰		0000	
その他の所得	勤労学生・障害者控除	⑱		0000	
	配偶者(特別)控除	⑲		0000	
	扶養控除	㉓		0000	
	基礎控除	㉔		0000	
	合計	㉕			
	課税される所得金額	㉖		000	
	(㉖-㉗)又は第三表上の㉘に対する税額又は第三表の㉘	㉗			
	配当控除	㉘			
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	㉙			
	政党等寄附金等特別控除	㉚			
住宅耐震改修特別控除	㉛				
住宅特定改修・認定住宅新築等特別板額控除	㉜				
差引所得税額	㉝				
災害減免額	㉞				
再差引所得税額(基準所得税額)	㉟				
復興特別所得税額(㉟×2.1%)	㊱				
所得税及び復興特別所得税の額(㊱+㊲)	㊲				
外国税額控除	㊳				
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊴				
所得税及び復興特別所得税の申告納税額	㊵				
所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1期分・第2期分)	㊶				
所得税及び復興特別所得税の納める税金	㊷		00		
所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額(㊷-㊸)	㊸				
配偶者の合計所得金額	㊹				
専従者給与(控除)額の合計額	㊺				
青色申告特別控除額	㊻				
雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㊼				
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊽				
本年分で差し引く繰越損失額	㊾				
平均課税対象金額	㊿				
変動・臨時所得金額	㋀				
申告期限までに納付する金額	㋁		00		
延納届出額	㋂		000		
還付される税金の場所	銀行・金庫・組合・農協・漁協				
郵便局名等	預金・普通・当座・納税準備貯蓄				
口座番号	種類				
記号番号					
区分異動	A B C D E F G H I J K				
管理					
補完					
確認					

F A 0 0 7 7

住所
フリ氏

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は 給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
		円	円
(4) 合計		所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の 計 額	
		円	

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の 生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
		円	円	円

○ 特例適用条文等

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個 人 番 号	続柄	生 年 月 日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
			明・大 昭・平 ・		
			明・大 昭・平 ・		

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	16歳未満の扶養親族	扶養親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	寄附金税額控除
					平 . .		都道府県、市区町村分
					平 . .		住居地の共同居住者分、自営分
					平 . .		都道府県、市区町村分
配当に関する住民税の特例		非居住者の特例		給与・公的年金に係る所得以外（平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択			給与から差引き
配当割額控除額		株式等譲渡所得割額控除額					自分で納付
非課税所得など	番号	所得金額	損益通算の特例適用前の不動産所得	前年中の開（廃）業	開始・廃止	月日	
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額		事業用資産の譲渡損失など	他都道府県の事務所等			
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所	氏名	住所	所得税で控除対象配偶者などとした専従者	氏名	給与	一連番号	

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損 控除	損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類など	
	損害金額	円	保険金など 補填され る金額	円	差引損失額 のうち災害 関連支出 の金額	円
⑪ 医療 費除	支払医療費等			円	保険金などで 補填される金額	円
⑫ 社会 保険 料控 除	社会保険の種類	支払保険料	円	⑬ 小等 規模 企業 共済 除	掛金の種類	支払掛金
	合 計				合 計	
⑭ 生料 命保 険除	新生命保険料の計			円	旧生命保険料の計	
	新個人年金保険料の計				旧個人年金保険料の計	
	介護医療保険料の計					
⑮ 地価 保除	地震保険料の計			円	旧長期損害保険料の計	
⑯ 寄附 金除	寄 附 先 の 所在地・名称				寄 附 金	
⑰ 本人 等事 項	☐ 寡婦(寡夫)控除 ☐ 死 別 ☐ 生 死 不 明 ☐ 離 婚 ☐ 未 帰 還			☐ 勤労学生控除 (学校名)		
⑲ 氏 名	氏 名					
⑳ 配 偶 者 特 別 控 除	配偶者の氏名		生 年 月 日		☐ 配偶者控除 ☐ 配偶者特別控除	
			明・大 昭・平			
㉑ 扶 養 控 除	個人番号					国・外居住
	控除対象扶養親族の氏名		続 柄	生 年 月 日	控 除 額	
				明・大 昭・平	万円	
	個人番号					国・外居住
				明・大 昭・平	万円	
	個人番号					国・外居住
㉒ 扶 養 控 除				明・大 昭・平	万円	
	個人番号					国・外居住
				㉓ 扶養控除額の合計		万円

第二表 (平成二十九年分以降用) ○第二表は、第一表と
 一緒に提出してください。○源泉徴収票
 国民年金保険料や生命保険料の支払証明書を申告書に添付し
 なければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）										局（所） 署	
										年分	ページ
(住居表示) 所在地番		()		所有者	住所 (所在地) 氏名 (法人名)		使用者	住所 (所在地) 氏名 (法人名)		(平成三十年分以降用)	
地目		地積		路線		価		地形図及び参考事項			
宅地 原野 雑種地 畑 山林 []		m ²		正面 側方		側方 裏面		円 円 円 円			
間口距離	m	利用区分	自用地 貸家建付地 貸家建付地 借地権 ()	借地権 借地権 借地権 借地権 ()	地区区分	ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区	普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区				
奥行距離	m										
自用 地 1 平 方 メ ー ト ル 当 た り の 価 額	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率) (1m当たりの価額) 円 A										
	2 二路線に面する宅地 (A) [側方路線価] (奥行価格補正率) [側方路線影響加算率] (1m当たりの価額) 円 B										
	3 三路線に面する宅地 (B) [側方裏面路線価] (奥行価格補正率) [側方路線影響加算率] (1m当たりの価額) 円 C										
	4 四路線に面する宅地 (C) [側方裏面路線価] (奥行価格補正率) [側方路線影響加算率] (1m当たりの価額) 円 D										
	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) (間口狭小補正率) (奥行長大補正率) (1m当たりの価額) 円 E										
	5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※ (1m当たりの価額) 円 F										
	※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (かげ地割合) (不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小敷点以下2位未満切捨て) (不整形地補正率) (率、0.6を限度とする。)										
	6 地積規模の大きな宅地 (AからFまでのうち該当するもの) 規模格差補正率※ (1m当たりの価額) 円 G										
	※規模格差補正率の計算 (地積 (A)) (B) (C) (地積 (D)) (小敷点以下2位未満切捨て) { (m ² × +) ÷ m ² } × 0.8 = 0.										
	7 無道路地 (F又はGのうち該当するもの) (※) (1m当たりの価額) 円 H										
※割合の計算 (0.4を限度とする。)											
(正面路線価) (道路部分の地積) (F又はGのうち該当するもの) (評価対象地の地積) ((円 × m) ÷ (円 × m)) = 0.											
8 かげ地等を有する宅地 [南、東、西、北] (かげ地補正率) (1m当たりの価額) 円 I											
9 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからIまでのうち該当するもの) (控除割合 (小数点以下3位未満四捨五入)) (1m当たりの価額) 円 J											
10 私道 (AからJまでのうち該当するもの) (1m当たりの価額) 円 K											
自用 地 の 価 額	自用1平方メートル当たりの価額 (AからKまでのうち該当記号)		地 積		総 額 (自用1m当たりの価額) × (地 積)						
	() 円		m ²		円				L		

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。

2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の価額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）

セットバックを必要とする宅地の評価額	$\text{（自用地の評価額）} \quad \text{円} - \left(\text{（自用地の評価額）} \quad \text{円} \times \frac{\text{（該当地積）} \quad \text{㎡}}{\text{（総地積）} \quad \text{㎡}} \times 0.7 \right)$	（自用地の評価額） 円	M
都市計画道路区域にある宅地の評価額	$\text{（自用地の評価額）} \quad \text{円} \times 0. \quad \text{（補正率）}$	（自用地の評価額） 円	N

（平成三十年分以降用）

大規模工場用地等の評価額	☐ 大規模工場用地等 （正面路線価） 円 × （地積） ㎡ × （地積が20万㎡以上の場合は0.95）	円	O
	☐ ゴルフ場用地等 （宅地とした場合の価額）（地積） （円 × ㎡ × 0.6） - （ $\frac{1 \text{ ㎡ 当たり }}{\text{の造成費}}$ ） 円 × （地積） ㎡	円	P

総額計算による価額	利用区分	算式	総額	記号
	貸宅地	(自用地の評価額) (借地権割合) $\text{円} \times (1 - 0. \quad)$	円	Q
	貸家建付地	(自用地の評価額又はS) (借地権割合) (借家権割合) (賃貸割合) $\text{円} \times (1 - 0. \quad \times 0. \quad \times \frac{m'}{m})$	円	R
	（目的とする土地の権）	(自用地の評価額) (割合) $\text{円} \times (1 - 0. \quad)$	円	S
	借地権	(自用地の評価額) (借地権割合) $\text{円} \times 0. \quad$	円	T
	貸借家建付権	(T, AA のうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) $\text{円} \times (1 - 0. \quad \times \frac{m'}{m})$	円	U
	転貸借地権	(T, AA のうちの該当記号) (借地権割合) $\text{円} \times (1 - 0. \quad)$	円	V
	転借権	(T, U, AA のうちの該当記号) (借地権割合) $\text{円} \times 0. \quad$	円	W
	借家人有する権利	(T, W, AA のうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) $\text{円} \times 0. \quad \times \frac{m'}{m}$	円	X
	〔 〕権	(自用地の評価額) (割合) $\text{円} \times 0. \quad$	円	Y
土地権利が競合する場合の競合する権利と他の権利と	土地権利が競合する場合の競合する権利と	(Q, S のうちの該当記号) (割合) $\text{円} \times (1 - 0. \quad)$	円	Z
	土地権利が競合する場合の競合する権利と	(T, Y のうちの該当記号) (割合) $\text{円} \times (1 - 0. \quad)$	円	AA
備考				

（注）区分地上権と区分地上権に準ずる地役権とが競合する場合については、備考欄等で計算してください。

土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表（平成 30 年分以降用）

① 奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上 6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 " 8 "	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 " 10 "	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 " 12 "	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 " 14 "	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14 " 16 "	0.92	1.00				0.98	0.98
16 " 20 "	0.93					0.99	0.99
20 " 24 "	0.94					1.00	1.00
24 " 28 "	0.95				0.97		
28 " 32 "	0.96		0.98		0.95		
32 " 36 "	0.97		0.96	0.97	0.93		
36 " 40 "	0.98		0.94	0.95	0.92		
40 " 44 "	0.99		0.92	0.93	0.91		
44 " 48 "	1.00		0.90	0.91	0.90		
48 " 52 "		0.99	0.88	0.89	0.89		
52 " 56 "		0.98	0.87	0.88	0.88		
56 " 60 "		0.97	0.86	0.87	0.87		
60 " 64 "		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
64 " 68 "		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98	
68 " 72 "		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
72 " 76 "		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	
76 " 80 "		0.92	0.81	0.82	0.82	0.93	
80 " 84 "		0.90	0.80	0.81			
84 " 88 "		0.88		0.80			
88 " 92 "		0.86			0.81	0.90	
92 " 96 "	0.99	0.84					
96 " 100 "	0.97	0.82					
100 "	0.95	0.80			0.80		

② 側方路線影響加算率表

地区区分	加 算 率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街	0.07	0.03
高度商業、繁華街	0.10	0.05
普通商業・併用住宅	0.03	0.04
普通住宅、中小工場	0.03	0.02
大工場	0.02	0.01

③ 二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街	0.03
高度商業、繁華街	0.07
普通商業・併用住宅	0.05
普通住宅、中小工場	0.02
大工場	0.02

④ 不整形地補正率を算定する際の地積区分表

地積区分	A	B	C
高度商業	1,000㎡未満 1,500㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁華街	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

⑤ 不整形地補正率表

地区区分 がけ地積 割合	高度商業、繁華街、 普通商業・併用住宅、中小工場			普通住宅		
	A	B	C	A	B	C
10%以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15% "	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20% "	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25% "	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30% "	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35% "	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40% "	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45% "	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50% "	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55% "	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60% "	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65% "	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

⑥ 間口狭小補正率表

地区区分 間口距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	—	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上 6未満	—	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6 " 8 "	—	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8 " 10 "	0.95	1.00			1.00	0.95	0.95
10 " 16 "	0.97					1.00	0.97
16 " 22 "	0.98						0.98
22 " 28 "	0.99						0.99
28 "	1.00						1.00

⑦ 奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
2以上 3未満	1.00		1.00		0.98	1.00	1.00
3 " 4 "			0.99		0.96	0.99	
4 " 5 "			0.98		0.94	0.98	
5 " 6 "			0.96		0.92	0.96	
6 " 7 "			0.94		0.90	0.94	
7 " 8 "			0.92			0.92	
8 "			0.90			0.90	

⑧ がけ地補正率表

がけ地の方位	南	東	西	北
がけ地積 総地積				
0.10以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20 "	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 "	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 "	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 "	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 "	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 "	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 "	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 "	0.70	0.65	0.60	0.53

⑨ 規模格差補正率を算定する際の表
イ 三大都市圏に所在する宅地

地区区分 地積㎡	普通商業・併用住宅 普通住宅	記号
500以上 1,000未満	0.95	㊸
1,000 " 3,000 "	0.90	㊹
3,000 " 5,000 "	0.85	㊺
5,000 "	0.80	㊻

ロ 三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地区区分 地積㎡	普通商業・併用住宅 普通住宅	記号
1,000以上 3,000未満	0.90	㊼
3,000 " 5,000 "	0.85	㊽
5,000 "	0.80	㊾

（平成30年1月1日以降用）「地積規模の大きな宅地の評価」の適用要件チェックシート（1面）

（はじめにお読みください。）

- このチェックシートは、財産評価基本通達20-2に定める「地積規模の大きな宅地」に該当するかを確認する際にご使用ください（宅地等の評価額を計算するに当たっては、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」をご使用ください。）。
- 評価の対象となる宅地等が、路線価地域にある場合はA表を、倍率地域にある場合はA表及びB表をご使用ください。
- 「確認結果」欄の全てが「はい」の場合にのみ、「地積規模の大きな宅地の評価」を適用して評価することになります。
- 「地積規模の大きな宅地の評価」を適用して申告する場合、このチェックシートを「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」に添付してご提出ください。

宅地等の所在地番		地 積		m ²
所 有 者	住 所 (所在地)	評 価 方 式		路線価 ・ 倍 率 (A表で判定) (A表及びB表 で判定)
	氏 名 (法人名)			
被 相 続 人	氏 名	相続開始日 又は受贈日		

【A表】

項 目	確認内容（適用要件）	確認結果	
面 積	○ 評価の対象となる宅地等（※2）は、次に掲げる面積を有していますか。 ① 三大都市圏（注1）に所在する宅地については、 <u>500m²以上</u> ② 上記以外の地域に所在する宅地については、 <u>1,000m²以上</u>	はい	いいえ
地区区分	○ 評価の対象となる宅地等は、路線価図上、次に掲げる地区のいずれかに所在しますか。 ① 普通住宅地区 ② 普通商業・併用住宅地区 * 評価の対象となる宅地等が倍率地域にある場合、普通住宅地区内に所在するものとしますので、確認結果は「はい」を選択してください。	はい	いいえ
都市計画 （※1）	○ 評価の対象となる宅地等は、市街化調整区域（注2） <u>以外</u> の地域に所在しますか。 * 評価の対象となる宅地等が都市計画法第34条第10号又は第11号の規定に基づき宅地分譲に係る開発行為（注3）ができる区域にある場合、確認結果は「はい」を選択してください。	はい	いいえ
	○ 評価の対象となる宅地等は、都市計画の用途地域（注4）が「工業専用地域」（注5）に指定されている地域 <u>以外</u> の地域に所在しますか。 * 評価の対象となる宅地等が用途地域の定められていない地域にある場合、「工業専用地域」に指定されている地域 <u>以外</u> の地域に所在するものとなりますので、確認結果は「はい」を選択してください。	はい	いいえ
容 積 率 （※1）	○ 評価の対象となる宅地等は、次に掲げる容積率（注6）の地域に所在しますか。 ① 東京都の特別区（注7）に所在する宅地については、 <u>300%未満</u> ② 上記以外の地域に所在する宅地については、 <u>400%未満</u>	はい	いいえ

【B表】

項 目	確認内容（適用要件）	確認結果	
大規模工場用地	○ 評価の対象となる宅地等は、「大規模工場用地」（注8）に <u>該当しない土地</u> ですか。 * 該当しない場合は「はい」を、該当する場合は「いいえ」を選択してください。	はい	いいえ

- ※1 都市計画の用途地域や容積率等については、評価の対象となる宅地等の所在する市（区）町村のホームページ又は窓口でご確認ください。
- 2 市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林及び市街地原野についても、それらが宅地であるとした場合に上記の確認内容（適用要件）を満たせば、「地積規模の大きな宅地の評価」の適用があります（宅地への転用が見込めないと認められるものを除きます。）。
- 3 注書については、2面を参照してください。

(平成30年1月1日以降用)「地積規模の大きな宅地の評価」の適用要件チェックシート(2面)

(注) 1 三大都市圏とは、次に掲げる区域等をいいます(具体的な市町村は下記の(表)をご参照ください。)

- ① 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は同条第4項に規定する近郊整備地帯
- ② 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域
- ③ 中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域
- 2 市街化調整区域とは、都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいいます。
- 3 開発行為とは、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいいます。
- 4 用途地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいいます。
- 5 工業専用地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域をいいます。
- 6 容積率は、建築基準法第52条第1項の規定に基づく容積率(指定容積率)により判断します。
- 7 東京都の特別区とは、地方自治法第281条第1項に規定する特別区をいいます。
- 8 大規模工場用地とは、一団の工場用地の地積が5万㎡以上のものをいいます。

(表) 三大都市圏(平成28年4月1日現在)

圏名	都府県名	都市名	
首都圏	東京都	全域	特別区、武蔵野市、八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町
	埼玉県	全域	さいたま市、川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、宮代町、杉戸町、松伏町
		一部	熊谷市、飯能市
	千葉県	全域	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
		一部	木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
	神奈川県	全域	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、愛川町
		一部	相模原市
	茨城県	全域	龍ヶ崎市の、取手市、牛久市、守谷市、坂東市、つくばみらい市、五霞町、境町、利根町
		一部	常総市
近畿圏	京都府	全域	亀岡市、向日市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、精華町
		一部	京都市、宇治市、城陽市、長岡京市、南丹市、大山崎町
	大阪府	全域	大阪市、堺市、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、富田林市、寝屋川市、松原市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、大阪狭山市、忠岡町、田尻町
		一部	岸和田市、池田市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
	兵庫県	全域	尼崎市、伊丹市
		一部	神戸市、西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
	奈良県	全域	大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町
		一部	奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、高取町、明日香村、吉野町、下市町
中部圏	愛知県	全域	名古屋市の、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、大山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市の、弥富市、みよし市の、あま市の、長久手市の、東郷町の、豊山町の、大口町の、扶桑町の、大治町の、蟹江町の、阿久比町の、東浦町の、南知多町の、美浜町の、武豊町の、幸田町の、飛島村
		一部	岡崎市、豊田市
	三重県	全域	四日市市の、桑名市の、木曽岬町の、東員町の、朝日町の、川越町の
		一部	いなべ市の

(注) 「一部」の欄に表示されている市町村は、その行政区域の一部が区域指定されているものです。評価対象となる宅地等が指定された区域内に所在するか否かは、当該宅地等の所在する市町村又は府県の窓口でご確認ください。

「地積規模の大きな宅地の評価」が新設されました

平成 29 年 9 月の財産評価基本通達（以下「評価通達」といいます。）の一部改正により、「地積規模の大きな宅地の評価」（評価通達 20－2）が新設されました。これにより、平成 30 年 1 月 1 日以後に相続、遺贈又は贈与により取得する宅地で、一定の要件を満たすものは、「地積規模の大きな宅地の評価」の定めを適用して評価します。

なお、この改正に伴い、広大地の評価（改正前の評価通達 24－4）は廃止されました。

I 「地積規模の大きな宅地の評価」の概要

「地積規模の大きな宅地の評価」の対象となる宅地（下記Ⅱの 1）は、路線価に、奥行価格補正率や不整形地補正率などの各種画地補正率のほか、規模格差補正率（次ページⅡの 4）を乗じて求めた価額に、その宅地の地積を乗じて計算した価額によって評価します（注 1、2）。

$$\text{評価額} = \text{路線価} \times \text{奥行価格補正率} \times \begin{matrix} \text{不整形地補正率など} \\ \text{の各種画地補正率} \end{matrix} \times \text{規模格差補正率} \times \text{地積(m}^2\text{)}$$

（注）1 倍率地域に所在する「地積規模の大きな宅地の評価」の対象となる宅地（下記Ⅱの 1）については、次に掲げる①の価額と②の価額のいずれか低い価額により評価します。

- ① その宅地の固定資産税評価額に倍率を乗じて計算した価額
 - ② その宅地が標準的な間口距離及び奥行距離を有する宅地であるとした場合の 1 m 当たりの価額に、普通住宅地区の奥行価格補正率や不整形地補正率などの各種画地補正率のほか、規模格差補正率（次ページⅡの 4）を乗じて求めた価額に、その宅地の地積を乗じて計算した価額
- 2 市街地農地等（市街地震地、市街地周辺農地、市街地山林及び市街地原野をいいます。）については、その市街地農地等が宅地であるとした場合に「地積規模の大きな宅地の評価」の対象となる宅地（下記Ⅱの 1）に該当するときは、「その農地が宅地であるとした場合の 1 m 当たりの価額」について「地積規模の大きな宅地の評価」の定めを適用して評価します。

Ⅱ 「地積規模の大きな宅地の評価」の内容

1 「地積規模の大きな宅地の評価」の適用対象となる宅地

「地積規模の大きな宅地の評価」の対象となる宅地は、路線価地域においては、下記 2 のうち、普通商業・併用住宅地区及び普通住宅地区に所在するものとなります。

また、倍率地域においては、下記 2 のものとなります。

2 地積規模の大きな宅地

地積規模の大きな宅地とは、三大都市圏においては 500 m²以上の地積の宅地、三大都市圏以外の地域においては 1,000 m²以上の地積の宅地をいい、下記 3 に該当するものを除きます。

3 地積規模の大きな宅地から除かれるもの

次の(1)から(4)のいずれかに該当する宅地は、地積規模の大きな宅地から除かれます。

- (1) 市街化調整区域（都市計画法第 34 条第 10 号又は第 11 号の規定に基づき宅地分譲に係る同法第 4 条第 12 項に規定する開発行為を行うことができる区域を除きます。）に所在する宅地
- (2) 都市計画法の用途地域が工業専用地域に指定されている地域に所在する宅地
- (3) 指定容積率が 400%（東京都の特別区においては 300%）以上の地域に所在する宅地
- (4) 評価通達 22－2 に定める大規模工場用地

4 規模格差補正率

規模格差補正率は、次の算式により計算します（小数点以下第2位未満は切り捨てます。）。

$$\text{規模格差補正率} = \frac{\text{㉠} \times \text{㉢} + \text{㉡}}{\text{地積規模の大きな宅地の地積 (㉠)}} \times 0.8$$

上記算式中の「㉢」及び「㉡」は、地積規模の大きな宅地の所在する地域に応じて、それぞれ次に掲げる表のとおりです。

(1) 三大都市圏^(注)に所在する宅地

地区区分 地積 記号	普通商業・併用住宅 地区、普通住宅地区	
	㉢	㉡
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	0.95	25
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	0.90	75
3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	0.85	225
5,000 m ² 以上	0.80	475

(2) 三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地区区分 地積 記号	普通商業・併用住宅 地区、普通住宅地区	
	㉢	㉡
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	0.90	100
3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	0.85	250
5,000 m ² 以上	0.80	500

(注) 三大都市圏とは、次の地域をいいます（具体的な都市名は（参考1）をご覧ください。）。

- 1 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は同条第4項に規定する近郊整備地帯
- 2 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域
- 3 中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域

Ⅲ 地積規模の大きな宅地の評価方法の計算例（路線価方式による場合）

所 在：〇〇市（三大都市圏）

地 目：宅地

路線価：300,000 円

地区区分：普通住宅地区

奥行：30m

地 積：600 m²

〈規模格差補正率の計算〉

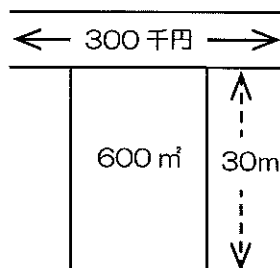
$$\text{規模格差補正率} = \frac{600 \text{ m}^2 \times 0.95 + 25}{600 \text{ m}^2} \times 0.8 = 0.79$$

（小数点以下第2位未満切捨て）

【計算例】

(路線価)		〔奥行 30m に応ずる 奥行価格補正率〕		〔奥行価格補正後の 1 m ² 当たりの価額〕
300,000 円	×	0.95	=	285,000 円
〔奥行価格補正後の 1 m ² 当たりの価額〕		(規模格差補正率)		(1 m ² 当たりの価額)
285,000 円	×	0.79	=	225,150 円
(1 m ² 当たりの価額)		(地積)		(自用地の価額)
225,150 円	×	600 m ²	=	135,090,000 円

(普通住宅地区)

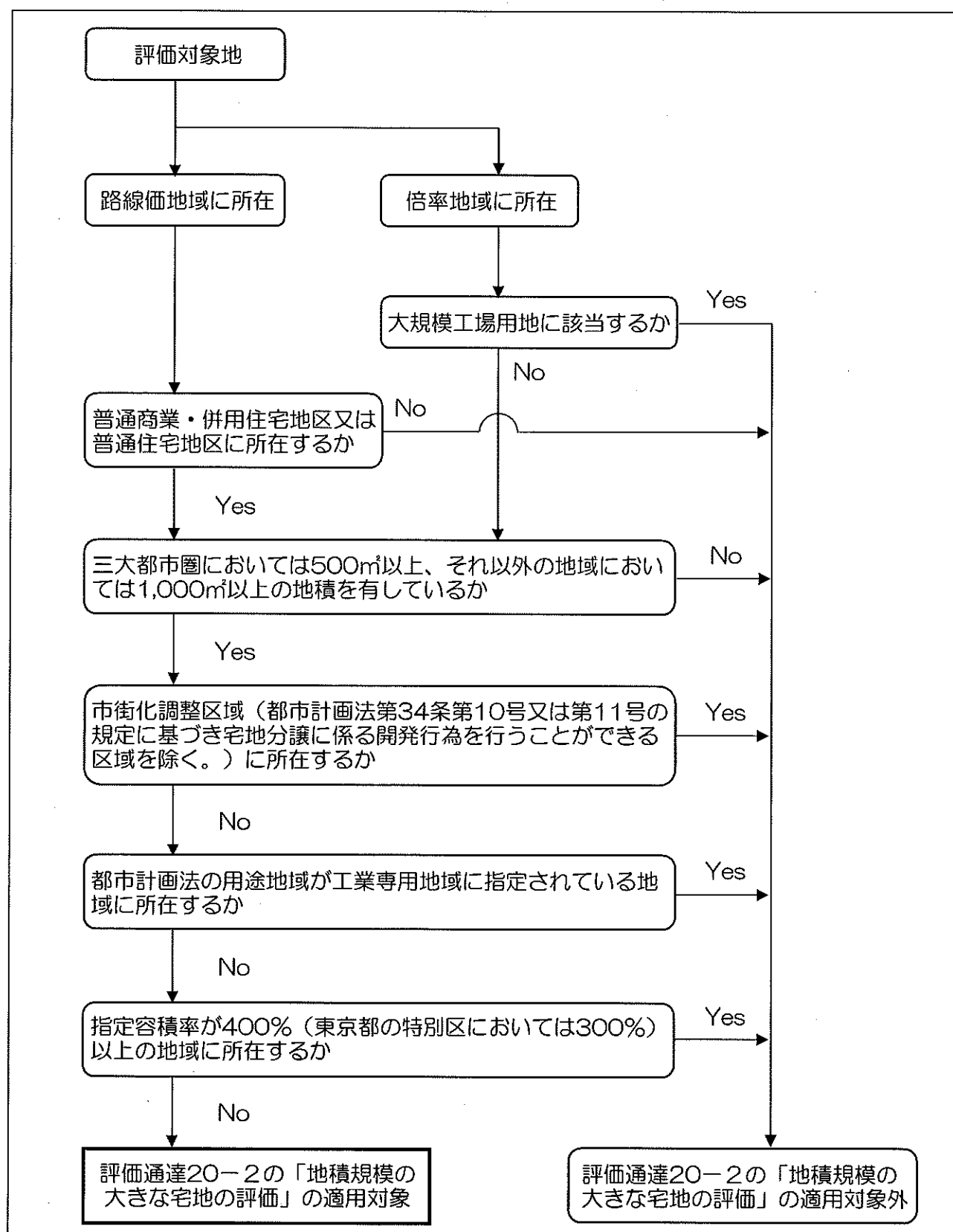


(参考1) 三大都市圏に該当する都市(平成28年4月1日現在)

圏名	都府県名	都	市	名
首都圏	東京都	全域	特別区、武蔵野市、八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町	
	埼玉県	全域	さいたま市、川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、宮代町、杉戸町、松伏町	
		一部	熊谷市、飯能市	
	千葉県	全域	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町	
		一部	木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	
	神奈川県	全域	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、愛川町	
		一部	相模原市	
	茨城県	全域	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、坂東市、つくばみらい市、五霞町、境町、利根町	
		一部	常総市	
近畿圏	京都府	全域	亀岡市、向日市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、精華町	
		一部	京都市、宇治市、城陽市、長岡京市、南丹市、大山崎町	
	大阪府	全域	大阪市、堺市、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、富田林市、寝屋川市、松原市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、大阪狭山市、忠岡町、田尻町	
		一部	岸和田市、池田市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	
	兵庫県	全域	尼崎市、伊丹市	
		一部	神戸市、西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	
	奈良県	全域	大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町	
		一部	奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、高取町、明日香村、吉野町、下市町	
	愛知県	全域	名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、大山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、飛島村	
		一部	岡崎市、豊田市	
中部圏	三重県	全域	四日市市、桑名市、木曽岬町、東員町、朝日町、川越町	
		一部	いなべ市	

(注)「一部」の欄に表示されている市町村は、その行政区域の一部が区域指定されているものです。評価対象となる宅地等が指定された区域内に所在するか否かは、各市町村又は府県の窓口でご確認ください。

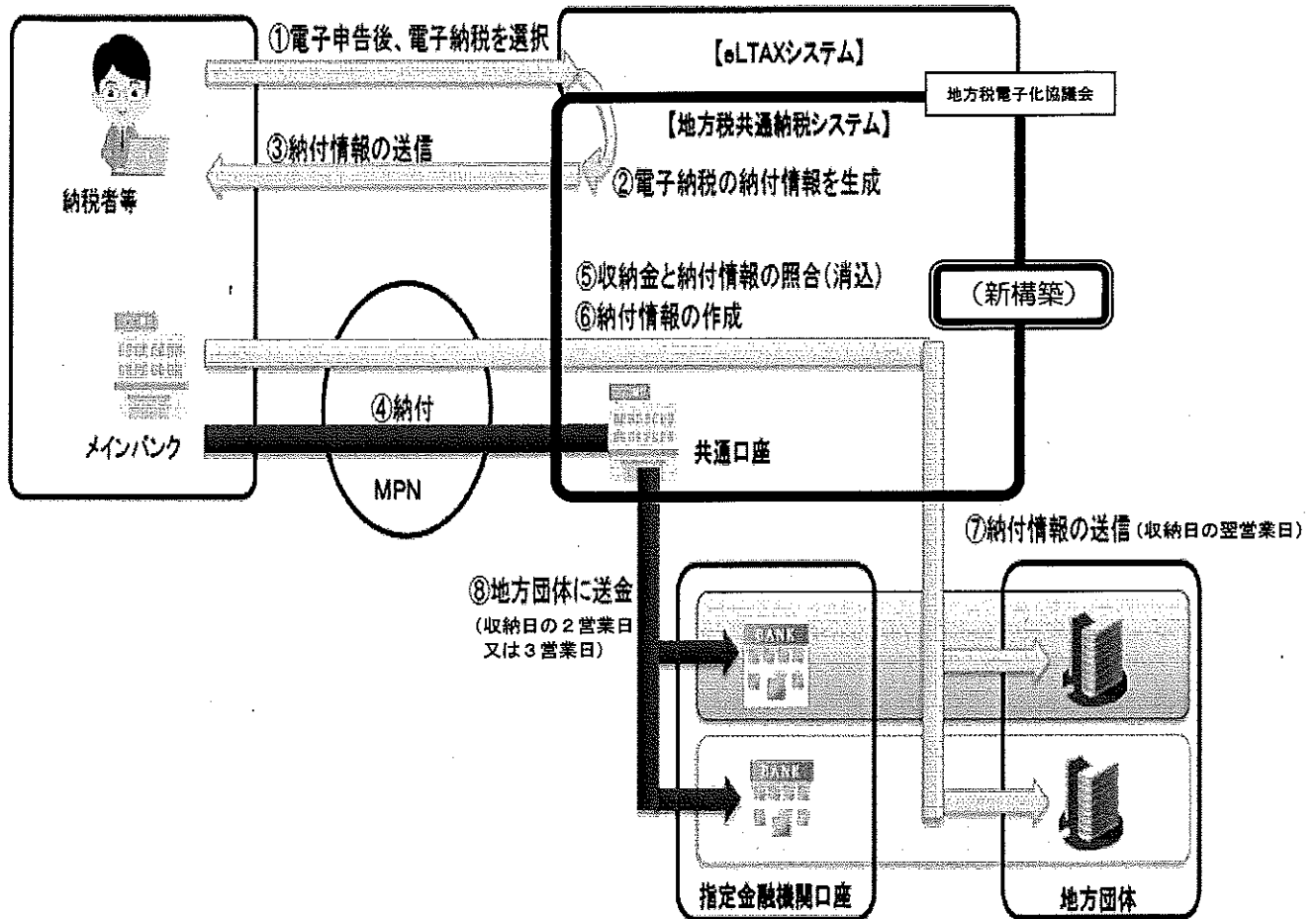
(参考2) 「地積規模の大きな宅地の評価」の適用対象の判定のためのフローチャート



- このパンフレットは、平成29年10月1日現在の法令等に基づいて作成しています。
- ご不明の点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

1 システムの概要

納税者がeLTAXを通じ、すべての地方公共団体に電子納税ができるシステム。



2 導入経緯

地方税の電子納税をめぐっては、「平成29年度与党税制改正大綱」に「地方公共団体が共同で収納を行う方策」について検討が求められている。

このため、地方税電子化協議会において次期eLTAXシステムの更改に合わせて地方税共通納税システムを構築することとなった。

3 導入時期

平成31年10月1日から稼働予定

4 対象税目

法人県民税、法人事業税、法人市町村民税、個人住民税（特別徴収分） など

5 主な導入効果

地方税電子化協議会が収納代行機関となることで、複数団体へ一括納付ができるため、電子申告と合わせて納税まで一連の手順を行うことが可能となり、納付事務の負担が軽減される。（納付に係る手数料等は生じない。）